

東京都立東部療育センター医療安全管理指針

1 目的

この指針は、東京都立東部療育センター（以下、当センター）における医療の安全を確保するために医療安全に関する基本的考え方及び医療安全管理を推進していくための必要な体制等について、指針を示すことにより、適切な医療安全管理を推進し安全な医療サービスの提供を図ることを目的とします。

2 医療安全管理に関する基本的考え方

当センターは、重症心身障害児者のなかでも特に濃厚な医療的ケアを必要とする方々を積極的に受け入れています。医療安全管理は利用者のいのちを守り、生活を支える最も重要なベースとなるものです。職員一人ひとりが医療安全の重要性を自分自身の課題と認識し、個人レベルでの事故防止対策を図るとともにミスが重大な事故に結びつかないように医療施設全体の組織的な事故防止対策を図り、これら二つの対策を推し進めることによって、医療事故の発生を未然に防ぎ、利用者が安心して安全な医療を受けられる環境を整えることを目指します。全職員がそれぞれの立場から積極的にこの問題に取り組み、利用者の安全を確保しつつ必要な医療サービス等の提供に努めていきます。

3 医療安全管理体制の基本的事項

(1) 組織及び体制

医療安全対策と利用者の安全確保を推進するために、以下の組織及び管理責任者等を設置します。組織及び管理責任者等は院長が任命し、次に掲げるもので構成する。

- 1) 医療安全管理委員会
- 2) リスクマネジメント部会
- 3) 呼吸ケアチーム部会
- 4) 医療事故調査委員会（必要の都度）
- 5) 医療安全管理室
- 6) 安全管理者（医療安全管理室長が兼務）
- 7) リスクマネージャー(RM)
- 8) 医療機器安全管理責任者
- 9) 医薬品安全管理責任者
- 10) 医療放射線安全管理責任者
- 11) 歯科外来医療安全管理者

(2) 医療安全管理のための報告体制等

全ての職員はインシデント・アクシデントが発生した場合、速やかに規定書式によるレポート報告を行うことを義務とします。

報告されたレポートに基づき医療安全管理委員会・リスクマネジメント部会等で原因分析及び改善策について検討するとともに医療等の改善に資する事故予防対策を策定・周知し、再発防止を図り

ます。また、常にこれらの対策の実施状況や効果の評価・点検等を行い、必要に応じ見直します。

(3) 医療安全管理のためのマニュアル整備等

医療安全管理のため、以下のマニュアル等を整備するとともに医療安全推進のため、マニュアル等及び改善策の見直しを継続的に行い、改正内容について職員への周知徹底を速やかに行います。

- 1) 医療安全管理マニュアル
- 2) その他

(4) 医療安全管理のための研修

全職員に対し医療安全管理に関する研修を年2回以上行うほか、テーマ別研修の実施など必要に応じて行います。

4 医療事故等発生時の対応

医療側の過失によるか否かを問わず、事故発生時には医療上の最善の処置を講じ、病院管理者に速やかに報告するとともに可能な限り速やかに利用者、ご家族、成年後見人等に誠意をもって説明します。

重要事案については、医療事故調査委員会を立ち上げ、事実関係を出来るだけ正確かつ時系列に整理し、詳細に検証を行い原因究明や過失の有無等について見解をまとめます。

5 利用者等相談窓口について

地域療育支援室にて、医療・福祉に関すること及びその他の苦情・相談に誠実に対応します。

6 その他

本指針の見直しは、必要に応じ医療安全管理委員会にて行います。

本指針については、当センターのホームページに掲載するとともに利用者、ご家族および成年後見人等から求めがあった場合に閲覧でき、利用者等との情報共有に努めます。

附則

この指針は平成19年4月1日より施行

令和3年11月 改訂

令和6年 1月 改訂

令和6年 5月 改訂

令和7年 3月 改訂